

平成 30 年 8 月 27 日

各 位

三 原 商 工 会 議 所 会 頭 三 好 康 莊
し ま な み 信 用 金 庫 理 事 長 安 原 稔

「グループ補助金」の申請について三原商工会議所・しまなみ信用金庫で連携し、
グループ組成に苦慮している事業者の申請をサポートします。

この度、平成 30 年 7 月の豪雨により、被災された多くの方々にお見舞い申し上げるとともに、
一日でも早い事業活動に戻れますことを心より祈念いたします。

さて、平成 30 年 7 月豪雨により被災された中小企業の皆様に対して、国及び県では事業継続、
再開に向けた各種支援策として「グループ補助金」により復旧・復興の後押しをすることにして
おります。

この制度は、複数の中小企業等がグループを形成して取り組む復興のための施設復旧等を支援
するもので、国と県で最大 4 分の 3 を補助する支援策となっています。9 月 3 日（月）より公募
開始を予定され、三原市・三原臨空商工会・三原商工会議所が協力し、説明会の開催や相談窓口
の設置、補助制度の申請のための復興計画策定について連携を図っていくことしております。

こうした中、被災された事業者の方がもれなくこの制度を活用できるように、補助金申請の際
にグループ組成に苦慮している事業者を対象にして、三原市に本店を置く「しまなみ信用金庫」
と三原商工会議所で連携を図り補助金申請のサポートをしていくことにいたしましたので、お知
らせいたします。

つきましては、次の通り相談窓口を設けておりますので、ご利用くださいますようお願い申し
上げます。

敬 具

記

- 制度概要 中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。
- 対象者 平成30年7月豪雨により被害を受けた以下の者
-中小企業者、-中小企業事業協同組合等
※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要
※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。
- 条件等 ●補助率：中小企業者等：3/4（国1/2、県1/4）
中堅企業等：1/2（国1/3、県1/6）
●上限額：15億円
●対象費目：施設、設備の復旧費用等
（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）
- 相談窓口 次の相談窓口により、グループ補助金が申請できるよう組成に関するサポートを行います。
●三原商工会議所「平成30年度豪雨による災害に関する特別相談室」
電話：0848-62-6155 FAX：0848-62-5900
URL：http://www.mhr-cci.or.jp/keiei_180700_gouusaigai.html
●しまなみ信用金庫「災害復旧特別融資相談窓口」
全営業店

以上

本件に関するお問合せ先：三原商工会議所 経営指導課 森川・香田

連絡先：三原市皆実4-8-1 電話：0848-62-6155

しまなみ信用金庫 営業総括部 南迫

連絡先：三原市港町1-8-1 電話：0848-62-7113